

令和6年度 SNS を活用した情報発信業務委託に係るプロポーザルの実施について（公示）

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

令和6年4月25日

日本赤十字社東京都支部

事務局長 矢部 信栄

1 業務概要

(1) 事業名

SNS を活用した情報発信業務

(2) 内容

日本赤十字社東京都支部（以下、「当支部」）が運用している SNS を活用した情報発信力を強化するため、各プラットフォームにおける戦略設計、より受け手を意識した Instagram の記事制作（企画、調査、取材、編集）を行い、「身近に存在している日本赤十字社東京都支部」の認知度、好感度、理解度の向上、ひいては都民の赤十字事業への参画（ボランティア、講習受講、寄付、献血など）を図る。また、SNS のデータ解析を行い、解析結果や課題に基づき、記事内容や配信方法について改善し、SNS へのリーチやエンゲージメント、UGC 等の増加を目指し、ロイヤリティの向上に寄与する。

2 担当部署

〒169-8540 東京都新宿区大久保一丁目2番15号

日本赤十字社東京都支部 総務部 会計課 担当：小澤 喜久雄

電話 03 (5273) 6745 FAX 03 (5273) 6749 E-mail yodo@tokyo.jrc.or.jp

3 プロポーザルの参加について

(1) 本件プロポーザルに参加する場合は、「参加表明書」（下記(2)参照）を次により提出してください。

提出期間：令和6年4月25日（木）～令和6年5月1日（水）16：00まで（必着）

持参の場合は、上記期間中の10：00～16：00（12：00～13：00除く）

※但し、提出最終日は、事務処理上12：00までの提出とさせていただきます。

提出場所：上記2に同じ

提出方法：持参又は郵送（必着）

その他：令和4年度発行の競争入札参加資格認定通知の写しを併せて提出してください。

(2) 参加資格

ア プロポーザルに参加できない者

①当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
- (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

③経営状態が著しく不健全であると認められた者

イ 日本赤十字社本社又は日本赤十字社東京都支部における資格格付けにおいて、「役務の提供」でC等級以上の認定を受けていること。

ウ 公告の日から採用決定に関する通知を受ける日までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき日本赤十字社及び日本赤十字社東京都支部から、又は東京都で行われた不正行為に基づき東京都若しくは国から指名停止等の措置を受けていないこと。

なお、東京都及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記公告の日から「企画書」の受領期限までの期間に指名停止等の措置を受けていないこと。

4 説明会の開催について

開催日時：令和6年5月7日（火）10：30～

開催場所：日本赤十字社東京都支部 4階 第一会議室

その他：詳細資料を配布いたしますので、説明会の出席は必須（出席者は1業者につき2人以内）となります。

5 プロポーザル資料の提出について

提出期間：令和6年5月13日（月）～5月28日（火）

持参する場合は土・日を除く。10：00～16：00（12：00～13：00 除く）

※但し、提出最終日は、事務処理上12：00までの提出とさせていただきます。

提出場所：上記2に同じ

提出方法：持参とする

6 プレゼンテーションの実施について

日時：令和6年5月29日（水） 13：30～

場所：日本赤十字社東京都支部 4階 第一会議室

7 その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨 : 日本語、日本円
- (2) 支払い条件 : 前払金なし
- (3) 契約書作成の要否 : 要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記2に同じ
- (5) 詳細はプロポーザル説明書による

以下の書類をダウンロードしてください。

「入札公告説明資料一式」（PDFファイル）

「仕様書」(PDFファイル)

「③④⑤入札参加必要書類集」(Excelファイル)

プロポーザル説明書

1 事業概要

(1) 事業名

令和6年度 SNS を活用した情報発信業務委託

(2) 内容

日本赤十字社東京都支部（以下、「当支部」）が運用している SNS を活用した情報発信力を強化するため、各プラットフォームにおける戦略設計、より受け手を意識した Instagram の記事制作（企画、調査、取材、編集）を行い、「身近に存在している日本赤十字社東京都支部」の認知度、好感度、理解度の向上、ひいては都民の赤十字事業への参画（ボランティア、講習受講、寄付、献血など）を図る。また、SNS のデータ解析を行い、解析結果や課題に基づき、記事内容や配信方法について改善し、SNS へのリーチやエンゲージメント、UGC 等の増加を目指し、ロイヤリティの向上に寄与する。

2 担当部署

〒169-8540 東京都新宿区大久保一丁目2番15号

日本赤十字社東京都支部 総務部 会計課 担当者：小澤 喜久雄

電話 03 (5273) 6745 FAX 03 (5273) 6749 E-mail yodo@tokyo.jrc.or.jp

3 プロポーザルの参加について

「参加表明書」を公告の参加資格を参照し次により提出してください。

提出期間：令和6年4月25日（木）～令和6年5月2日（木）16：00まで（必着）

持参の場合は、上記期間中の10：00～16：00（12：00～13：00除く）

※但し、提出最終日は、事務処理上12：00までとさせていただきます。

提出場所：上記2に同じ

提出方法：持参又は郵送（必着）

その他：令和4年度より発行の競争入札参加資格認定通知の写しを併せて提出してください。同競争入札参加資格認定を受けていない者は、「競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）」を提出し、競争入札参加資格認定を受けてください。

ア 競争入札参加資格申請の方法

「申請書」の様式に必要事項を記入し、添付資料と併せて1部提出してください。

イ 提出期間 令和6年4月25日（月）～令和6年4月30日（火）

ウ 提出場所 上記2に同じ。

エ 提出方法 持参又は郵送（必着）してください。

なお、提出時には「競争入札参加資格審査結果通知書」送付用封筒（表に申請者の住所・氏名を記載し、所定の料金の切手を貼った長形3号封筒）を併せて提出してください。

また、持参の場合は、10：00～16：00（12：00～13：00除く）

オ その他 ① 申請書の作成及び提出に係る経費は、提出者の負担とします。

② 契約行為者は提出された申請書を、競争入札参加資格の認定以外に使用し

ない。

③ 提出された申請書は返却しません。

④ 申請書に関する問い合わせ先は上記 2 に同じ。

※本申請に係る様式及び添付資料の内容等については、日本赤十字社東京都支部ホームページ「入札・契約情報」をご覧ください。

4 説明会の開催について

開催日時：令和 6 年 5 月 7 日（火）10：30～

開催場所：日本赤十字社東京都支部 4 階 第一会議室

その他：詳細資料を配布いたしますので、説明会の出席は必須（出席者は 1 業者につき 2 人以内）となります。

5 提出書類について

(1) プロポーザルに必要な資料等の種類（様式は問いません）

ア 「企画書」

イ 「会社・団体概要」

ウ 「見積書」

(2) 全般的な留意事項

ア 正本（社名入り、見積書に押印済み）として、上記 3 種類の資料をまとめて「令和 6 年度「SNS を活用した情報発信業務委託」を表題とした表紙を付け、社名記載、押印のうえ、1 部提出してください。

イ 副本として「企画書」と「会社・団体概要」（社名無し、印無し）をまとめて上記アと同じ表題の表紙を付け、8 部提出してください。記載内容に社名ロゴ等を出さないでください。

ウ 提出された書類等の記載内容について審査を実施します。審査にあたっては本件事業に対する理解度、説明力、事業実施体制、費用、準備・実施スケジュールの的確性、妥当性、提案内容の根拠等総合的に審査するため明確に記述してください。

エ 「見積書」以外に別途費用を必要とするものは審査対象外であるため、記載の必要はありません。

オ 日本赤十字社東京都支部が要求する内容が洩れた場合、評価が大幅に低くなる場合があります。

(3) 「企画書」の留意事項

ア 貴社の提案が理解しやすいよう、簡潔かつ明瞭に記述してください。

イ 正本（1 部）のみ貴社名を記入し、副本（8 部）には記入しないでください。

ウ 企画書は複数提出を可能とします。

(4) 「会社・団体概要」の留意事項

ア 審査にあたっては、本件に類似した案件についての受託実績について審査の対象とするので、支部が実施する業務分野ごとに記載してください。

イ 正本（1 部）のみ貴社名を記入し、副本（8 部）には記入しないでください。

(5) 「見積書」の留意事項

ア 様式は特に定めませんが、「企画書」に記載した事項を全て実現できる内容とします。

イ 企画書を複数提出した場合は企画書ごとに作成してください。金額は税込みで記入する。

- ウ 正本（1部）にのみ貴社名を記入・押印し、副本（1部）には記入しないでください。
エ 「企画書」に記載された金額が、「見積書」と矛盾があった場合は「見積書」を優先します。

6 プロポーザル等に関する質問について

- (1) プロポーザル等に関する質問がある場合は、「質問書」を次により提出してください。

なお、質問については、質問書提出期間中に回答します。

提出期間：令和6年5月8日（水）～5月10日（金）16：00まで

持参の場合は上記期間中の土・日を除く毎日10：00～16：00（12：00～13：00除く）

提出場所：上記2に同じ

提出方法：持参、E-mail又はFAXにより提出するものとし、電話又は口頭は受け付けません。

E-mail yodo@tokyo.jrc.or.jp をお願いします。

※但し、提出最終日は、事務処理上12：00までとさせていただきます。

- (2) 質問書に対する回答について

回答については、令和6年5月13日（月）にE-mailにより参加各社に回答します。

7 「企画書」、「会社・団体概要」及び「見積書」の提出について

提出期間：令和6年5月13日（月）～5月28日（火）

持参は上記期間中の土・日を除く毎日10：00～16：00（12：00～13：00除く）

※但し、提出最終日は、事務処理上12：00までとさせていただきます。

提出場所：上記2に同じ

提出方法：持参

8 プレゼンテーションについて

日 時：令和6年5月29日（水） 13：30～

各社、30分（説明20分及び質疑応答10分）で実施いたしますが、応募数により時間を変更することがあります。

場 所：日本赤十字社東京都支部 4階 第一会議室

そ の 他：プレゼンテーションは必須（出席者は1社につき3人以内）

9 プロポーザルの審査方法

日本赤十字社東京都支部の審査員により総合的に審査し選定します。

10 契約手続等

- (1) 日本赤十字社東京都支部は選定した者と、日本赤十字社の諸規定に従い、支払い条件等必要事項について協議の上契約を締結します。
- (2) 協議が不調となった場合にはプロポーザルの評価が上位であった者から順に必要事項を協議の上契約します。

11 その他

(1) 次の条件のいずれかに該当する場合には無効となる場合があります。

- ア 定められた提出期間、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- イ 定められた作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 審査結果通知

選定、否選定及びプロポーザルの無効については、その旨を書面により通知します。

なお、選定に関する質問及び異議申し立ては受け付けません。

(3) その他

- ア 提出された書類は、プロポーザルの選定以外に無断で使用しません。
- イ 提出された書類に虚偽の記載をした場合には、日本赤十字社東京都支部として指名停止措置を行うことがあります。
- ウ 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複製する場合があります。
- エ 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- オ 提出された書類は返却しません。
- カ 提出された書類は公正性、透明性、客観性を期するため公表することがあります。
- キ 日本赤十字社東京都支部が提供した資料は、無断で公表・使用することはできません。
- ク プロポーザルの作成及び提出等に係る費用は貴社の負担となります。

入札心得

(目的)

第1条 日本赤十字社の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、日本赤十字社の諸規程及び関係法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、公告において指定した期日までに、公告で示した一般競争に参加することができない者でないことを確認することができる書類及び公告において指定した書類を添え、契約者にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金)

第3条 競争に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、見積金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合はこの限りでない。

(入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧し、また、暴力団排除に関する誓約事項(別添1)を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならないものとし、郵送、電送等による入札は認めない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札参加者及び入札代理人は、日本赤十字社会計規則施行細則第26条の規定に該当しない者とする。
- 6 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- 7 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、入札価格が同価格によるくじ引きの場合を除き、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前であっても、入札辞退届を契約者等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)にて行う。
- (2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直

接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される金額に対応した見積内訳明細書の提出を求める。提出できない者は入札に参加できない。なお、内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格以下の価格での札
- (9) 第10条の規定により再度入札に付した場合において、前回の最低入札価格と同価格以上の価格での入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき(工事の請負契約に限る。)、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した

他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前号に規定する「著しく不相当であると認められる」に該当する入札を行った者は、契約者の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

- 2 第5条に規定する入札を自体した者、第8条に規定する無効の入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- 3 再度入札は、原則として2回を制限とする。なお、再度入札の結果、落札者となるべく入札者がいない場合は、第8条に規定する無効の入札を除いた最低価格の入札をした者から順次予定価格の範囲内で随意契約の交渉を行うものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約履行保証等)

第12条 落札者は、請負代金額の100分の10以上の、日本赤十字社が確実に認める金融機関（金融機関の長期債格付の投資適格基準で、「Baa2」及び「BBB」以上の格付）の債務保証、公共工事履行保証による保証、又は履行保証保険契約の締結による保証を行うこと。ただし、契約履行保証等を免除された場合はこの限りでない。

(契約書等の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約者等から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日の翌日から7日以内に、これを契約者等に提出しなければならない。ただし、契約者等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(異議の申立)

第14条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。